

議事日程第 17 号

平成 26 年(2014年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例会議会議事日程
平成 26 年(2014年)12 月 1 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 26 年 12 月 1 日から同月 22 日まで 22 日間)

日程第 1	発議第 17 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 76 号	大阪狭山市債権管理条例について
日程第 3	議案第 77 号	大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 78 号	職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 79 号	大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 80 号	大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 81 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 82 号	大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 83 号	平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 9 号)について
日程第 10	議案第 84 号	平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について
日程第 11	議案第 85 号	平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 12	請願第 3 号	国民健康保険料の引き下げを求める請願について
日程第 13	請願第 4 号	年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願について

発議第17号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成26年(2014年)12月1日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

記

9番 片岡由利子
10番 田中昭善

議案第76号

大阪狭山市債権管理条例について

大阪狭山市債権管理条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)12月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、当該事務の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権等 市の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「市長等」という。）は、法令、条例又は規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令、条例又は規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入について、前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について60円の手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長等が認める場合においては、これを徴収しないことができる。

（延滞金）

第7条 市長等は、法第231条の3第1項に規定する歳入について、前条の規定による督促をした場合において、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額につき、その履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 市長等は、履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（滞納処分等）

第8条 市長等は、強制徴収公債権について、法令、条例又は規則の定めるところにより、滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の停止を行わなければならない。

（強制執行等）

第9条 市長等は、非強制徴収公債権等について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限の延長をする場合その他特別の事情があると市長等が認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第10条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると市長等が認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第12条 市長等は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第13条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

貸付金に係る市の債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付

金に係る市の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第15条 市長等は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状況にあり、相当の期間資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該債権（市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の利益を放棄する見込み又はその援用権を喪失する見込みがないと認められるとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

第9条に規定する強制執行等又は第11条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。

第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。

債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込

みがないものと決定したとき。

- 2 市長等は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

- 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定は、平成28年4月1日以後の期間に対応する歳入に係る債権について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

議案第 77 号

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 26 年(2014年) 12 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条市民部の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 債権管理の総括に関すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第78号

職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改
正する条例について

職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)12月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年大阪狭山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「職員等」を「職員」に改める。

第1条中「第9条第12項及び」を削り、「公平委員会の委員及び職員(以下「職員等」という。)」を「職員」に改める。

第2条(見出しを含む。)及び第3条中「職員等」を「職員」に改める。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	同 委員	〃	180,000
	公平委員会委員長	〃	120,000
	同 委員	〃	90,000
	固定資産評価審査委員会委員	〃	70,000

」

「

を	同 委員	〃	180,000
	固定資産評価審査委員会委員	〃	70,000

」に改める。

(大阪狭山市職員定数条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市職員定数条例(昭和38年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(大阪狭山市職員退職手当基金条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市職員退職手当基金条例(昭和58年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1号から第8号まで」を「第2条第1号から第7号まで」に改める。

(大阪狭山市福祉事務所条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市福祉事務所条例(昭和62年大阪狭山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第1号及び第8号」を「第2条第1号及び第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第79号

大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)12月1日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「特定疾患治療研究事業実施要綱」を「平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱」に改め、「（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患」の次に「のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号の規定は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）以後において第6条に規定する医療証の交付を受ける者について適用し、施行日前において医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

議案第 8 0 号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 2 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第3条第1項中「(小学校第6学年修了前の子ども以外の子どもについては、病院又は診療所への入院に係る療養について保険給付が行われた場合に限る。)」を削る。

第4条中「子どもに係る」を削る。

第5条第1項中「小学校第6学年修了前の子どもに係る」を削り、同条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第7条中「小学校第6学年修了前の」を削る。

第8条第1項中「小学校第6学年修了前の子どもに係る」を削り、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 2 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第1項中「第2号に掲げる寄附金」の次に「又は次の各号に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭」を加え、同項に次の各号を加える。

所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出

した金銭

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第18条の6に次の1項を加える。

- 3 第1項各号に掲げる寄附金及び金銭は、市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものとする。

附則第1条の3中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の大阪狭山市市税条例第18条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 8 2 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 2 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

議案第 83 号

平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第 9 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 26
年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 9 号)を別案のとおり提出する。

平成 26 年(2014年)12 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 8 4 号

平成 2 6 年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 6 年(2014年)1 2 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 85 号

平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 26 年(2014年)12 月 1 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好



2014年11月12日

大阪狭山市議会議長
西尾 浩次様

大阪狭山革新懇話会
代表 小林 宏至
大阪狭山市西山台2-28-10

紹介議員

松尾 巧
北村 栄司
薦田 育子

国民健康保険料の引き下げを求める請願書

(請願趣旨)

働きたくても仕事がない、商売をしてきたけれど店を閉めざるを得ない、病気になってたちまち収入がなくなったなど低所得者が増え、その上追い打ちをかけるように消費税が上がり、国民健康保険料は、市民にとって払いたくても払えない大きな負担となっています。

大阪狭山市の保険料は、年間所得200万円の40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の場合、年間42万円で、所得の21%を占め(大阪社保協2013年調べ)暮らしを圧迫しているのが現状です。

ここまで保険料が高くなってしまった原因は、国保会計への国庫負担の割合を50%から25%に半減させてしまったからです。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療が受けられる制度です。

市民のいのちと健康を守るために、国民健康保険料の引き下げを求めます

(請願事項)

- 一、国民健康保険料を、1世帯平均年間1万円引き下げてください。
- 一、国民健康保険への国庫負担金を引き上げるよう国・府に要望してください。



2014年11月20日

大阪狭山市議会

議長 西尾 浩次 様

紹介議員

北村 栄司
薦 田 育子

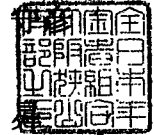
全日本年金者組合

大阪府県本部

委員長 永井

大阪狭山支部

執行委員長 岡村



年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願

貴職におかれましては、市民の生活向上と福祉増進へご尽力されていることに敬意を表します。

物価が上がり消費税が増税されて、国民の生活は苦しくなっています。日本の年金受給者の多数派は低年金者です。とりわけ、一人暮らし高齢者の生活は厳しさを増しています。

物価が上がればそれに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する「物価スライド」の制度があります。しかし、その制度を骨抜きにして年金を下げる「マクロ経済スライド」が本格的に働き始めようとしています。

政府・厚生労働省は、この仕組みを使ってこの先30年間年金を下げ続けることを予定しています（平成26年財政検証）。また、この仕組みをもっと厳しいものに改める見直しさえ進められています。年金の引き下げは安倍首相のいう「経済の好循環」にも逆行し、地域経済と地方財政にも大きな打撃です。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。賃金低下と非正規労働者が増えるなか、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超えました。将来の高齢者の年金も心配されます。

年金引き下げの取りやめは切実な願いです。将来の高齢者つまり現役の方々にとっても同様です。また、国民の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金制度」も欠かせません。

よって、下記についての意見書を採択し、地方自治法99条にもとづき関係各方面に送付くださるよう請願いたします。

記

1. 年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること。

以上